

令和4年度

津島市健全化判断比率及び資金不足比率  
審 査 意 見 書

津島市監査委員

5 津島監査第13号  
令和5年7月31日

津島市長 日 比 一 昭 様

津島市監査委員 吉 田 由美子

津島市監査委員 伊 藤 久 夫

## 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和4年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について関係書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出する。

## 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

令和4年度実質赤字比率

令和4年度連結実質赤字比率

令和4年度実質公債費比率

令和4年度将来負担比率

令和4年度津島市民病院事業会計資金不足比率

令和4年度津島市下水道事業会計資金不足比率

令和4年度津島市上水道事業会計資金不足比率

### 第2 審査の期間

令和5年7月21日から令和5年7月31日まで

### 第3 審査の方法

審査にあたっては、津島市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、合わせて関係職員の説明を求めて審査した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であると認められた。

## 令和4年度財政健全化審査意見

### 1 健全化判断比率

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

##### ア 基準

早期健全化基準 12.87%

財政再生基準 20.00%

##### イ 指標の算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

##### ウ 指標

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実質赤字比率	— %	— %	— %

##### エ 意見

一般会計等実質収支額が1,511,204千円の黒字となっており、比率は該当しない。

- ※ 1. 一般会計等実質収支額は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び  
びコミュニティ・プラント事業特別会計の実質収支額の合計である。  
2. 標準財政規模は13,818,182千円となっている。

#### (2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

##### ア 基準

早期健全化基準 17.87%

財政再生基準 30.00%

##### イ 指標の算出方法

$$\frac{\text{連結実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

##### ウ 指標

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
連結実質赤字比率	— %	— %	— %

##### エ 意見

連結実質収支額が5,072,930千円の黒字となっており、比率は該当しない。

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

#### ア 基準

早期健全化基準 25.0%

財政再生基準 35.0%

#### イ 指標の算出方法（3か年平均）

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

#### ウ 指標（3か年平均）

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実質公債費比率	4.3%	4.0%	4.1%

#### エ 意見

実質公債費比率は4.3%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

#### ア 基準

早期健全化基準 350.0%

#### イ 指標の算出方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

#### ウ 指標

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
将来負担比率	— %	2.0%	18.2%

#### エ 意見

将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

## 令和4年度経営健全化審査意見

### 1 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

#### ア 基準

経営健全化基準 20.0%

#### イ 指標の算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

### (1) 津島市民病院事業会計

#### ア 指標

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	－ %	－ %	－ %

#### イ 意見

流動資産3,254,267千円が、建設改良等の財源に充てるための企業債等を控除した流動負債1,316,153千円に、算入地方債の現在高357,100千円を加えた1,673,253千円を上回っており、比率は該当しない。

※ 事業の規模（医業収益）は、7,356,815千円となっている。

### (2) 津島市下水道事業会計

#### ア 指標

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	－ %	－ %	－ %

#### イ 意見

控除財源（前払金）を控除した流動資産672,810千円が、建設改良等の財源に充てるための企業債等を控除した流動負債217,246千円を上回っており、比率は該当しない。

※ 事業の規模（営業収益）は、356,411千円となっている。

### (3) 津島市上水道事業会計

#### ア 指標

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	－ %	－ %	－ %

#### イ 意見

流動資産1,710,098千円が、建設改良等の財源に充てるための企業債等を控除した流動負債505,263千円を上回っており、比率は該当しない。

※ 事業の規模（営業収益）は、1,119,501千円となっている。